

## 公益社団法人勝山市シルバー人材センター役員及び専門委員会委員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人勝山市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第18条第3項の規定に基づき、役員及び専門委員会委員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、公益社団法人勝山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 専門委員会委員とは、センターが委嘱した専門委員会の委員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当等（退任慰労金等を含む。以下同じ。）であって、その名称のいかんを問わない。ただし、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。ただし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、役員及び専門委員会委員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び専門委員会委員に対しては理事会、専門委員会の出席等に応じて、その都度、定額を支払うことができる。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 役員の退任にあたっては、退職手当等は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別途、理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 非常勤役員及び専門委員会委員に対する報酬は、別表に定める金額とする。

### (報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は公益社団法人勝山市シルバー人材センター職員給与規程第4条の規定を準用する。ただし、第4条第2項の報酬については、理事会、専門委員会等に出席した日から遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことを原則とするが、現金で支払うこともできる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(費用)

第7条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを必要とするものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、旅費については公益社団法人勝山市シルバー人材センター役職員等の旅費支給に関する規程（以下「旅費規程」という。）によるものとし、その他については最低の実額とする。ただし、旅費規程により日当が支給された場合は、第4条第2項に定める報酬は支給しない。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(報酬の額及び支給基準の改定手続)

第9条 報酬の額及び支給基準の改定については、定款第23条第2号の規定に基づき、総会の決議を経て行うものとする。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月23日から施行する。

別表(第4条関係)

非常勤役員及び専門委員会委員の報酬

役 職	金 額	備 考
非常勤役員 (理事・監事)	2,000円	理事会等の出席など必要の都度、日当として支給する。
専門委員会委員	2,000円	専門委員会等の出席など必要の都度、日当として支給する。